

第三号議案 いずみ会規約改正の件及びいずみ会規則改正の件

1. 改正案

下記の規約部分に下線部の文章を追加する。

第4章 評議員会

(定足数)

第13条 評議員会は、評議員現在数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第14条 評議員会の議決は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任等)

第15条 やむを得ない理由のため評議員会に出席できない評議員は、他の評議員を代理人として表決を委任することができる。尚、評議員会が対面形式で開催できない場合のみ、書面により表決する。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その評議員は出席したものとみなす。

2. 改正理由

第15条

令和2年度、令和3年度の評議員会は新型コロナ感染防止の観点により、書面審議による開催となり、書面表決を採択した。令和4年度の評議員会は対面形式での開催となったが、書面による表決も受け付ける事とした。今後、対面形式での評議員会においても書面表決を受け付けるか明確になっていない事から、対面での表決が基本である事とした。

前年度の評議員会で審議保留として、その後理事会にてさらに審議しました。

いずみ会の目的は「会員相互の親睦、母校の発展」であり、背反する意見に対して一方的に表決する機関ではなく、相互理解を求めることが重要と考えます。そのため、出席できない評議員の反対意見等については評議員会に提示して出席した評議員の判断をもって決議する事が重要と考えました。会員相互の親睦という意味においても評議員会は対面で決議する事が大切であり、書面表決はあくまで非常手段としての表決手段と考えます。以上の結果から、昨年度の改正内容を変えない事としました。

いずみ会規則

1. 改正案

会報部とホームページ部を統合して広報部とする。

第2章 事務局

(構成)

第4条 事務局に次の各部を置く。

- (1) 総務・企画部
- (2) 会員情報部
- (3) 会計部
- (4) 広報部
- (5) 人材バンク部

2. 改正理由

会報部、ホームページ部において両部ともに掲載する記事の収集が主な活動となっている。当初のホームページ部は開設に向けてそのフレームを構築する事を活動の主体としていたが、現状ではコンテンツの充実が主体となり会報部と重なる業務が多くなっている。限られた理事業務をまとめる事で、各々の業務負担を減らすことができる。今回は本来の各部構成に戻す事を目的として、会報部・ホームページ部を広報部として一本化することとした。